

フォトマスター検定 イメージロゴ使用のガイドライン

制定 2015年11月27日

改訂 2016年12月19日

改訂 2017年05月09日

改訂 2018年11月07日

改訂 2019年11月21日

リンク、バナーロゴ、ロゴの使用規定について

日頃より、フォトマスター検定(フォトマスター／写真とカメラの実用知識検定)および、そのウェブサイトをご利用いただきありがとうございます。

当検定事務局・当検定主催団体では、より多くの皆様にこの検定を知って頂きたいと思っております。

そこで、当検定のイメージロゴの使用に関するガイドラインを定めさせて頂いております。

当検定試験のイメージロゴの使用をご希望される個人・法人の方は、以下のガイドラインをよくお読みください。

なお、本ガイドラインの内容は、予告なしに変更、追加、削除することがあります。

ご利用に際しては最新の内容をご確認ください。別紙の利用登録用紙に必要事項をご記入の上、当事務局宛に郵送されるか、PDFファイルに加工し、電子メールの添付ファイルでお送りください。なお、個人情報の含まれる添付ファイルになりますので、パスワード付のファイルにして、添付ファイルを送るのとは別のメールにてパスワードをお知らせください。

検定イメージロゴ

1: 「フォトマスター検定」という当検定試験名を表示した文書、配布物、ホームページ、名刺、ポスター、ノベルティグッズ、その他一切の製作物に類するもの(以下、「製作物」という。)において使用することができる当検定試験を表すイメージロゴデザイン(以下、「ロゴ」という。)として、以下の意匠を定める。



フォト検マーク(カラー)



フォト検マーク(モノクロ)



フォト検ロゴ(横型)



フォト検ロゴ(縦型)

各マークまたはロゴの詳細は別紙を参照のこと。

- 2: 当検定試験のロゴを使用できるのは、当検定事務局・当検定主催団体がロゴ使用を承認した個人・法人(以下、使用登録者という)に限定されるものとし、権利の譲渡は認めない。
- 3: 当検定試験のロゴを使用希望の場合には、事前にロゴの使用許可申請を当検定事務局に行い許可を得るものとする。その方法は当検定事務局のメールアドレス(pm-kentei@kokusai-bc.or.jp)に必要な事項(個人の場合は、住所・氏名・電話番号・フォトマスター検定合格証番号、ロゴの使用目的。法人の場合は、法人名及びロゴ使用の責任者氏名住所、メールアドレス、ロゴの使用目的、ロゴを使用する製作物の原稿又は意匠、並びにその製作物で提供する情報内容)を記載されたメールを送信することとし、当検定事務局は認否を判定し、使用登録者名簿に記載登録の上、承諾許可の旨のメール返信をもって使用登録者として認めるものとする。その際、マークおよびロゴのデータを jpg データ等で提供する。
- 4: 前項によって使用登録者となっていないものが、当検定試験のロゴを使用していることが発見された場合には、当検定事務局・当検定主催団体は、使用者に対して、ロゴ使用の差し止めを使用者に命じることができる。
- 5: ロゴは、製作物の目的に合致する合理的な方法で使用しなければならない。
- 6: 以下のような目的の製作物へのロゴ使用は禁止する。
 - 1)当検定試験又は当検定主宰団体、あるいは第三者を誹謗中傷、名誉毀損をしている、又はその恐れのあるもの。
 - 2)公序良俗、法律・法令等に違反し、又は違反する恐れのあるもの。
 - 3)閲覧者の判断に誤導・錯誤を与えるおそれのあるもの。
 - 4)当検定試験又は当検定主宰団体、あるいはその活動趣旨に反する、又はその恐れのあるもの。
- 7: 当検定試験のロゴを使用した製作物が前項に該当する内容である、又はその恐れのあることが当検定事務局または当検定主宰団体によって認められた場合には、ロゴの使用差し止めを命じることができる。この場合、使用解除を命じられた者は、1 週間以内にロゴの設置を解除して使用を中止しなければならない。
- 8: 前項にも関わらず、当法人は当法人の判断によって何時でもロゴの使用を中止させることができる権利を有する。
- 9: ロゴの使用にあたり、使用者が自らの製作物に使用できるのは、当検定事務局・当検定主宰団体が定める第1項の意匠のみとし、これを変更・変形・修正等することはできない。ただし、その大きさの拡大縮小においては、縦と横の長さ比率をロゴに等しく正確に保つ限り、これが許可されることがある。
- 10: ロゴについての商標権、意匠権その他一切の知的財産権は当検定主宰団体に帰属するものとする。
- 11: ロゴの使用は、ロゴが使用された製作物の内容や製作物自体を当検定事務局または当検定主宰団体が推奨する意味をなすものではなく、ロゴ及び当該製作物に関していかなる保証もその作成者及び配布者に与えることはない。またロゴが設置された製作物又は製作物に記載された情報の利用につき当検定事務局・当検定主宰団体は一切責任を負わないものとする。

公益財団法人 国際文化カレッジ

フォトマスター検定事務局

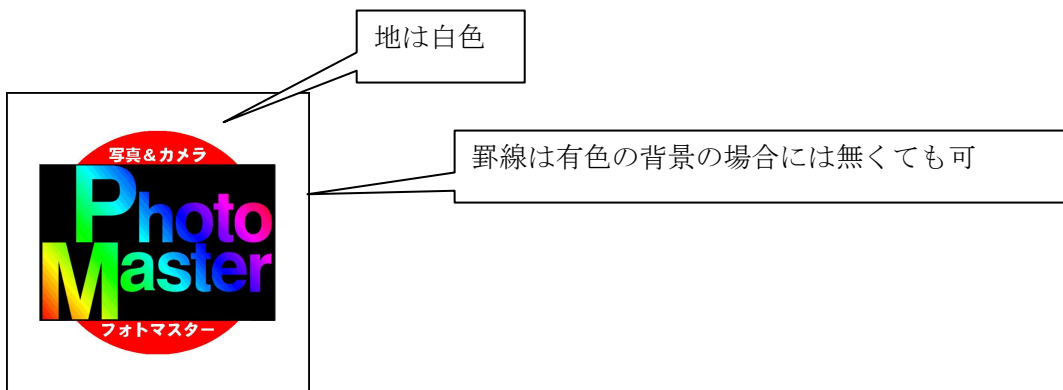
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-2-38

Tel.03-3361-2505 Fax.03-3367-3114

pm-kentei@kokusai-bc.or.jp

使用上の留意事項

マークについて



ロゴについて



文部科学省後援の表記について

「文部科学省後援」の表記は、検定試験の年度、回とともに表示しなくてはなりません。よって、通常は掲載しないでください。

主催団体等の表記について

主催団体について

主催団体は、「公益財団法人 国際文化カレッジ」です。

試験問題の監修について

試験問題の監修協力を「一般社団法人 日本写真学会」にお願いしています。

利用登録用紙(必要事項をご記入の上、検定事務局宛ご提出ください)

(申請日 年 月 日)

個人・法人の別	個人・法人 (いずれかに○印)	
(よみがな) 氏名・法人名	()	
郵便番号	〒	
住所	都道府県	
	市区郡	
	町名番地	
	方書等	
電話番号		
(個人の場合)	・フォトマスター検定合格証番号	
ロゴの使用目的等		
法人の場合は右記の内容も添えてください。	・ロゴを使用する製作物の原稿又は意匠 ・製作物で提供する情報内容の概要 ・ロゴ使用の責任者氏名	
連絡先 メールアドレス		